

別表 6 (第 6 の 1 項関係)

輸入禁止品輸入許可申請書の記載留意事項

項 目	記 載 方 法
1 普通名称及び学名 (欧文併記)	<p>(1) 別表 1 の輸入禁止品のグループ A、B 及び C のもの 和名 (英名) 及び学名を記載すること。 別表 1 の輸入禁止品のグループ B 及び C のものが植物に寄生して輸入される場合は、当該植物名を括弧書きすること。</p> <p>(2) 別表 1 の輸入禁止品のグループ D のもの</p>
2 数量及び梱数 (欧文併記)	<p>(1) 国別、輸入禁止品別に数量及び梱数を次により記載すること。</p> <p>ア 別表 1 の輸入禁止品のグループ A のもの (試験種子を除く。) 種類ごとに個数又は重量及び梱数</p> <p>イ 試験種子 種類 (品種) ごとに重量又は粒数及び梱数 (1 品種 1 ロット 2 kg 以下とする。)</p> <p>ウ 別表 1 の輸入禁止品のグループ B のもの 種類ごとに頭数又は重量及び梱数 植物に寄生している場合は、当該植物ごとに頭数又は重量及び梱数</p> <p>エ 別表 1 の輸入禁止品のグループ C のもの 種類ごとに試験管等の容器数及び梱数 植物に寄生している場合は、当該植物の個数</p> <p>オ 別表 1 の輸入禁止品のグループ D のもの 種類ごとに重量及び梱数</p> <p>(2) 重量については、原則として正味重量を記載すること。ただし、正味重量を計算することが困難な場合は、容器包装を含む総重量を記載すること。</p>
3 採取地又は産地 (欧文併記)	<p>輸入禁止品が採取された国名又は地域名を記載すること。 なお、海外微生物株保存機関等から菌株等を輸入する際は、当該機関等の所在する国名又は地域名を記載し、括弧書きで採取地を併記すること。</p>
4 輸送の方法及び経路 (郵便の場合は発送地)	<p>航空小包郵便物、船積小包郵便物、航空貨物、船積貨物、携行等の輸送方法を記載すること。携行の場合は、携行者の職業及び氏名を記載すること。</p>
5 輸入の際経由する植物防疫所名	<p>気付植物防疫所名を記載すること。</p>
6 輸入の目的	<p>試験研究等の目的を詳細に記載すること。</p>
7 発送人の住所・職業・氏名 (欧文併記)	<p>海外の出張先から発送する場合は、研究所、宿泊所 (ホテル等) 等を記載すること。</p>

8 荷受人の住所・職業・氏名（欧文併記）	申請者と同一名義とすること。ただし、申請者が不在となる場合は、管理責任者等とすること。
9 輸入の予定年月日	輸入許可手続に約1か月を要することを考慮の上記載すること。
10 輸送中の包装状態	輸入禁止品を散逸させないための包装の方法を記載すること。
11 輸入後の管理方法及び場所	輸入禁止品の保管、試験研究等、廃棄別に、方法及び場所（研究室名等）を詳細に記載すること。
12 利用期間及び利用後における処理方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 試験等が終了するまでの期間で、6年以内とすること。 (2) 利用後における処理方法は、輸入禁止品、使用した器具類等の消毒（廃棄）方法（高圧殺菌、焼却等）を記載すること。 (3) 土又は植物から分離した菌を特許庁へ寄託する場合、輸入禁止品から分離した天敵を利用する場合等はその旨を記載すること。
13 輸入後の管理責任者氏名	試験研究等を担当する責任者の機関名、職名、氏名及び電話番号等連絡先を記載すること。
14 その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 輸入時消毒を行う場合は、輸入時に高圧殺菌又は〇〇消毒を行う旨を記載すること。 (2) 今までに輸入許可、利用許可又は譲受許可を得て使用したことのある管理施設の場合は、その許可指令書又は許可書の番号を記載すること。 (3) 管理責任者が不在時の連絡者及び電話番号等を記載すること。 (4) 試験種子にあつては、それぞれの品目、品種、ロット毎に、は種予定数量、栽培場所、前作植物名、は種予定月日、開花予定月日、栽培終了予定月日等を記載するか又はそれらを記載した計画書を添付すること。 (5) その他参考となる事項を記載すること。